



# 多可町生涯学習推進基本計画



平成 22 年 3 月

多 可 町



# 目 次



はじめに	1
1. 生涯学習とは	1
2. 生涯学習の意義	1
第1章 生涯学習推進基本計画策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の期間	2
第2章 基本的な考え方	3
1. 基本方針	3
2. 基本目標	3
3. 施策の体系	4
4. 推進体制	7
第3章 施策の方向と内容	8
基本目標1 自ら学ぶ意欲づくり	9
主要施策1 広報活動の充実	10
主要施策2 啓発活動の充実	10
主要施策3 生涯学習相談の充実	11
基本目標2 楽しく学べる学習機会の充実	12
主要施策1 既存プログラム（活動）の活性化	13
主要施策2 新しいニーズへの取り組み	13
主要施策3 生涯学習の和（輪）の広がり	14
主要施策4 学習関連施設の活用	14

基本目標 3 充実した学習基盤づくり-----	16
主要施策 1 生涯学習支援のネットワーク化の推進.....	17
主要施策 2 生涯学習施設の整備・充実.....	17
主要施策 3 生涯学習情報の整理・充実.....	18
主要施策 4 生涯学習に関する調査・点検.....	19
基本目標 4 次代を担うリーダー等の育成 -----	20
主要施策 1 リーダー等の発掘.....	21
主要施策 2 リーダー等の研修.....	21
主要施策 3 新たなリーダー等の育成.....	22
基本目標 5 地域ぐるみの仕組みづくり -----	23
主要施策 1 学習成果が活かされる仕組みづくりの推進.....	24
主要施策 2 住民の主体的な学習活動の促進.....	24
主要施策 3 団体・地域の魅力づくりの促進.....	25

## 資料編 26

---

1. 多可町生涯学習推進協議会設置要綱.....	27
2. 多可町生涯学習推進本部設置要綱.....	28
3. 多可町生涯学習推進協議会委員名簿.....	30
4. 多可町生涯学習推進本部会議推進員名簿.....	31
5. 多可町生涯学習推進基本計画策定の経過.....	32



## 1. 生涯学習とは

---

生涯学習とは、一人ひとりが生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実をめざし、自己にもっとも適した手段・方法を自ら選びながら、年齢を問わず生涯を通じて自発的に行う学習活動のことです。

これらは学校や社会の中で意図的・組織的な学習活動として行われるだけでなく、スポーツ・趣味・レクリエーション・ボランティアなどの活動や創造的文化活動の中でも行われます。

生涯学習は、このように非常に幅の広いものですが、基本となるのは、自らの意思で主体的に行う活動であることです。

## 2. 生涯学習の意義


---

現代のわが国の社会は、少子・高齢化の進行、国際化、高度情報化などにより、人々の価値観や生活様式にも大きな変化が現れてきています。

このような社会情勢の中で、自らが健康で心豊かな充実した人生を送るためには、常に生涯の各時期に応じて、一人ひとりが意欲をもって学習を実践していくことが大切です。

すべての人々は、いろいろな知識や技能を身につけ、教養を高めるなど、生活の中で様々なことを学んでいます。その学びの繰り返しの中で、工夫する喜びを知り、達成感や充実感を得ながら生きがいを感じて生活しています。

学びで得たことを、ボランティアやまちづくりなどの活動に活かすことが、地域に関心を持ち、愛着を深めることにつながり、まちづくりに大きな役割を果たすこととなります。



# 第 1 章 生涯学習推進基本計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

---

人々が主体的に社会の変化に対応して豊かな人生を送るためには、幼少期から生涯にわたって、家庭、地域、学校、職場などで多様なかたちで、新たな知識や技術を絶えず学習し、その成果が適切に評価される、生涯学習社会の構築が強く求められています。

また、自ら学ぶ力を身につけることにより、個性・能力を伸ばし充実した人生を送ることができます。これからは、個人やグループ等で「いつでも」「どこでも」学習できる環境や体制を整えることが地域の大きな課題です。

そして、個人の知識・教養の習得のみならず、次代を担うリーダー等の育成及び養成、コミュニティの活性化等、新しいまちづくりに向けた幅広い視点に立ち、本町の生涯学習を推進しなければなりません。

平成18年12月に改正された教育基本法では、第3条で生涯学習の理念を、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しています。

多可町総合計画では、基本理念の「天たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可」のもと、基本姿勢を「私たちのまちは みんなで創る」とし、基本目標のひとつに「笑顔でつつむ、あったかいまち」を掲げ、その中で生涯学習の推進についての現状と課題、また施策方針を定めています。そこで、町民と行政が一体となって生涯学習を推進するために、その計画を具現化し、多可町生涯学習推進基本計画を策定するものです。

## 2. 計画の期間

---

この計画の期間は、平成22年度を初年度とし、平成31年度までの10か年の計画です。なお、社会環境の変化や住民のニーズ等を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとしします。



## 第2章 基本的な考え方



### 1. 基本方針

---

多可町で生活する人々が人生や社会に積極的な関心を持たなければ、町の発展は期待できません。そして、それは人が毎日どれほど元気でいられるかにかかっており、その元気を支えるのが生涯学習活動です。

生涯学習を推進していくことの意義は、「住民一人ひとりの生活が、心豊かで張りのあるものになること」を目指すことであり、そのことを通じて人と地域を活性化するところにあります。

また、生涯を通して絶えず新たな知識や技術を習得することは、豊かで生きがいのある人生を送ることにもつながります。

この計画では、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習活動やボランティア活動などに参加でき、お互いの活動を尊重し合いながら、気軽に交流を深められる生涯学習の環境づくりに努めます。

そして、学習活動を通じて得た知識、交流の広がりや、いきいきとした活気あるまちづくり・地域づくりに生かせるよう、行政が支援しながら、生涯学習を推進することをめざします。

### 2. 基本目標

---

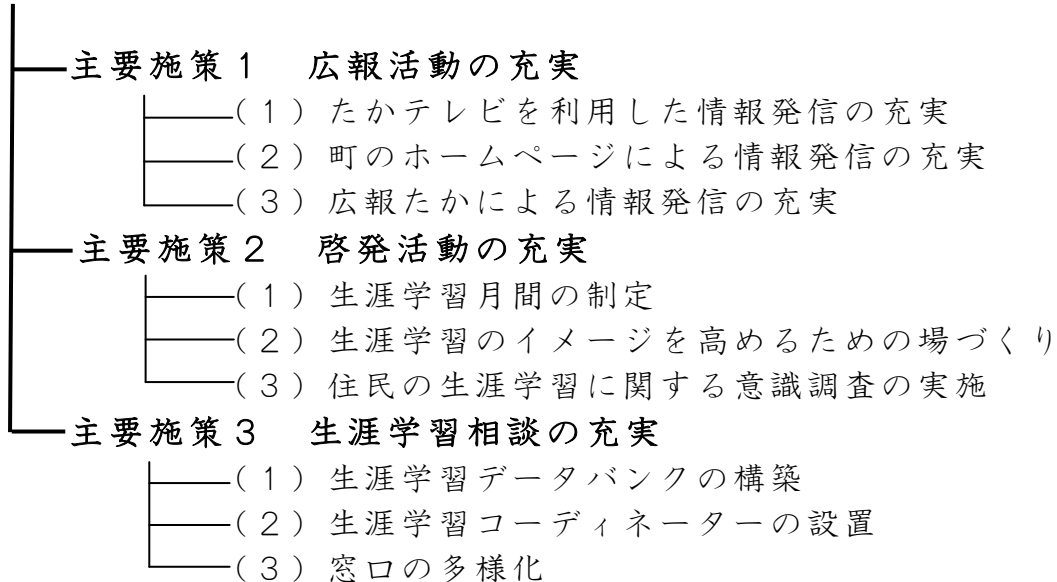
多可町生涯学習推進基本計画における基本目標は、次の5点とします。

- 基本目標 1 自ら学ぶ意欲づくり
- 基本目標 2 楽しく学べる学習機会の充実
- 基本目標 3 充実した学習基盤づくり
- 基本目標 4 次代を担うリーダー等の育成
- 基本目標 5 地域ぐるみの仕組みづくり

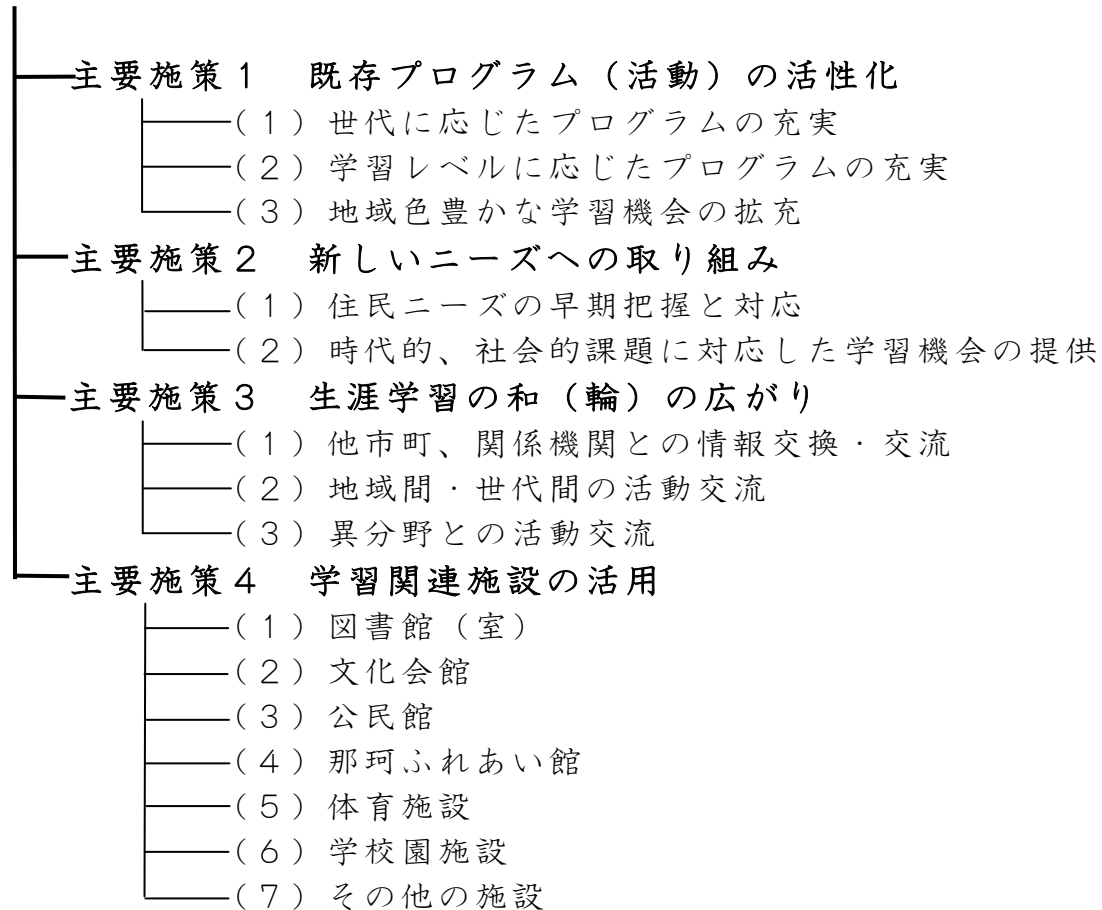
### 3. 施策の体系

---

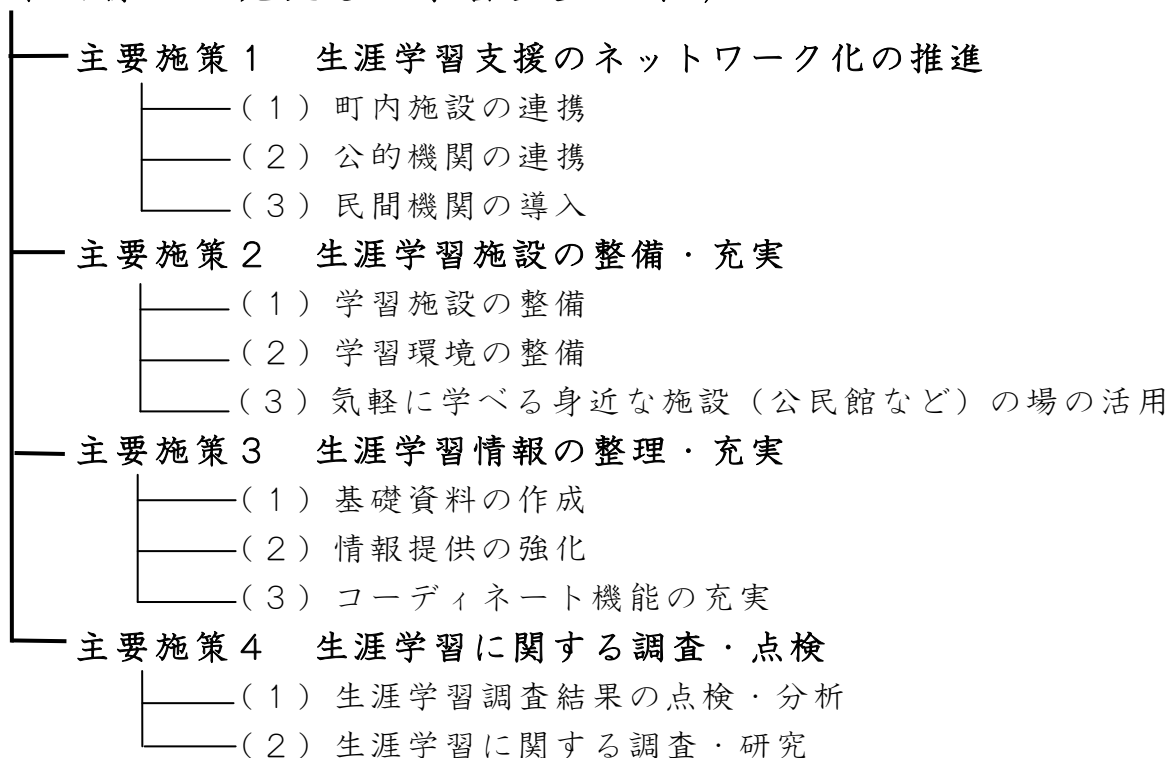
#### 基本目標 1 自ら学ぶ意欲づくり



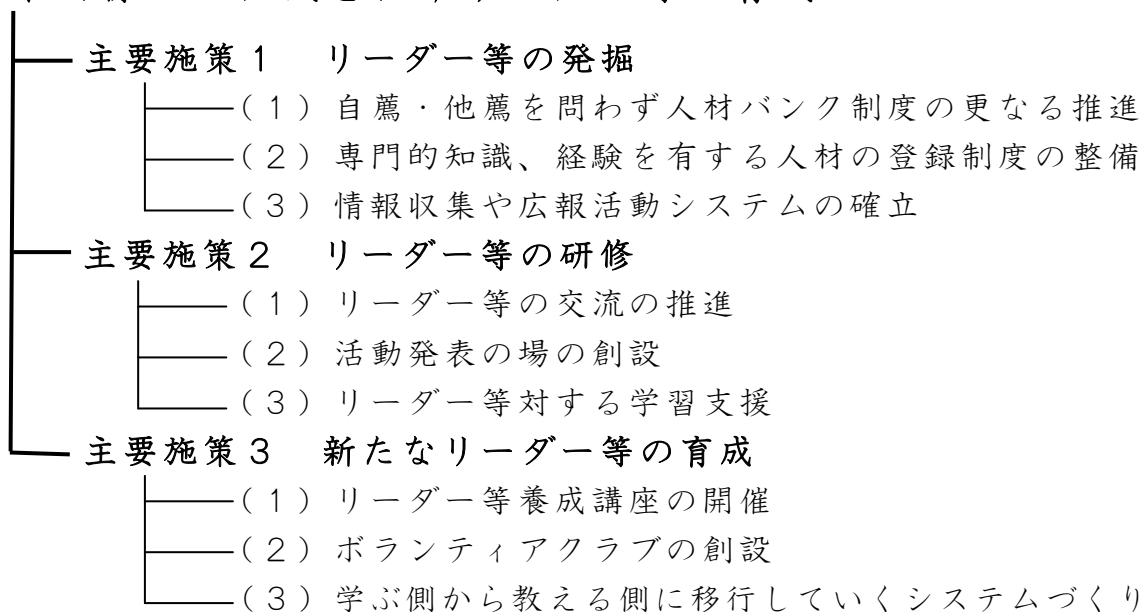
#### 基本目標 2 楽しく学べる学習機会の充実



## 基本目標 3 充実した学習基盤づくり



## 基本目標 4 次代を担うリーダー等の育成





## 基本目標 5 地域ぐるみの仕組みづくり

- 主要施策 1 学習成果が活かされる仕組みづくりの推進
  - (1) 学習成果発表の場の充実
  - (2) 学習成果物のデータ化の推進
  - (3) 学習成果が評価される機会の充実
- 主要施策 2 住民の主体的な学習活動の促進
  - (1) 住民参画の学習機会の創造
  - (2) サークル活動への支援の充実
  - (3) サークル間の交流機会の充実
  - (4) 学習プログラムの企画・運営への住民参画
- 主要施策 3 団体・地域の魅力づくりの推進
  - (1) 田舎の元気力推進
  - (2) 生涯学習人材バンクの充実と積極的活用
  - (3) 学校園や各種施設への出前講座の充実



## 4. 推進体制

---

生涯学習施策を積極的に推進するためには、住民と行政の連携、行政内部の調整、住民参加の一層の促進などを含めた総合的、体系的な推進体制をつくる必要があります。

### (1) 庁内における推進体制の整備

生涯学習は、町民のあらゆる生活領域、例えば消費生活、環境、保健衛生、交通安全、高齢者・障害者福祉、職業訓練等に関わります。したがって、行政のありようが生涯学習の推進に影響を及ぼすことになり、町を上げて総合的に取り組まなくてはなりません。全庁的に生涯学習を推進していく組織として「生涯学習推進本部」を設置します。

### (2) 住民参加・参画体制の強化

生涯学習を地域ぐるみで推進するには、広く町民の意見や要望を聴き、生涯学習に関する施策に反映していかなければなりません。住民と行政との連携を深め、効果的な施策を展開していくために、各種団体の代表者及び学識経験者等で構成する「生涯学習推進協議会」を設置します。

### (3) 職員の資質向上

生涯学習関連施設の職員だけでなく、すべての職員が町民の生涯学習の一翼を担っていることを意識し、常に資質の向上に努める必要があるため、職員に対しても生涯学習に関する研修の実施に努めます。

また、職員が住民の意見（声）を聞き、施策に反映していくような体制づくりに努めます。



### 第3章 施策の方向と内容



## 基本目標 1

### — 自ら学ぶ意欲づくり —

急激に変化する社会に対応していくためには、生涯にわたって学び続けることが大切です。

住民一人ひとりが自分の人生を充実したものにするためには、自ら学習しようとする意欲の高揚を図る必要があります。

生涯学習の効果的な推進を図るためには、さらに多くの人々が生涯学習の意義について、十分に理解し、自発的な活動ができるよう、普及・啓発を進める必要があります。

生涯学習の必要性を啓発し、生涯学習に対する理解を深める場を提供するとともに、生涯学習活動に積極的に参加できるよう、様々な媒体を利用し、その内容や参加方法について情報提供に努めます。

また、地域社会や学習への参加のきっかけがつかめない人に、参加しやすく、興味をもてるきっかけをつくっていくとともに、その支援に努めます。

## 主要施策

1. 広報活動の充実
2. 啓発活動の充実
3. 生涯学習相談の充実

## 1. 広報活動の充実

生涯学習を、知るための学習、（何かを）するための学習、（何かに）なるための学習、ともに生きるための学習の4つの柱に整理し、わかりやすい広報活動を行います。

### (1) たかテレビを利用した情報発信の充実

たかテレビの積極的な活用を図り、各種講座や活動の情報を提供します。

### (2) 町のホームページによる情報発信の充実

各部局の活動情報の一体化を図り、町民が情報を気軽に取り入れ、活用しやすくするために、ホームページの充実を図ります。

### (3) 広報たかによる情報発信の充実

住民が活用できる多様な学習資料の提供を図るとともに、学習成果や評価の情報を充実させ、新たな学びの促進を図ります。

## 2. 啓発活動の充実

「知って得する」「知らずに損する」生涯学習の意義と自ら学ぶ意欲を醸成する啓発活動を行います。

### (1) 生涯学習月間の制定

生涯学習月間を制定し、多可町で行われている取り組みを集中的に紹介するとともに、生涯学習についての啓発活動を行います。

### (2) 生涯学習のイメージを高めるための場づくり

老若男女が世代を問わず、生涯学習活動に気軽に取り組めるよう、場所・時間・指導者・経費など学習者（住民）が学びやすい環境づくりに努めます。

また、生涯学習により、生きがいを感じられるよう、成果を発表できる場の提供と情報交換の場づくりに努めます。

### (3) 住民の生涯学習に関する意識調査の実施

生涯学習に関する住民意識の現状とニーズを把握するために、各年代層及び男女ごとに、「生涯学習に関する住民意識調査」を実施します。

また、調査を実施することで「生涯学習」について啓発します。

## 3. 生涯学習相談の充実

幼児から高齢者まですべての人々が、いつでも、どこにいても相談できる仕組みをつくります。

### (1) 生涯学習データバンクの構築

生涯学習に関する情報をわかりやすく整理し、一元的に提供するため、「学習情報システム（データバンク）」を構築します。

### (2) 生涯学習コーディネーターの設置

地域において、より円滑に生涯学習活動が行われるように、生涯学習コーディネーターの配置を進めます。相談活動の中心となって、住民の学習意欲を喚起し、学習者と学びの場を適切につなぎます。

### (3) 窓口の多様化

生涯学習について効率よく相談できる体制づくりを図ります。

また、生涯学習についての問い合わせに対し、全庁的に対応できるような体制づくりに努めます。

## 基本目標 2

### — 楽しく学べる学習機会の充実 —

一人ひとりが、自分の個性を伸ばし、うるおいのある生きがいに満ちた一生を送るためには、より多くの人に参加して、楽しく、かつ効果的に学習活動が行われることが大切です。

そのためには幼年期、少年期、青年期、壮年期、中年期・高年期といったそれぞれの年代ごとに、そのライフスタイルや学習領域への関心度に合った学習機会の提供をしていくことが必要です。

また、活力ある地域社会を築いていくためには、まちづくりや文化の継承・創造、自然の環境保全や地域コミュニティの活性化の促進等、地域課題に適切に対応することが求められています。

各世代における学習ニーズを的確に把握し、自らが主体的に生涯学習活動に参加していくことを通して、生涯にわたり豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習機会の充実に努めます。

また、人と人とのつながりを大切にし、地域を越え、世代を超え、分野を超えて、交流の輪を広げ生涯学習の新たな展開を図ります。

## 主要施策

1. 既存プログラム（活動）の活性化
2. 新しいニーズへの取り組み
3. 生涯学習の和（輪）の広がり
4. 学習関連施設の活用

## 1. 既存プログラム（活動）の活性化

既存プログラムの更なる充実と多様化する学習ニーズに答えるため、世代間・学習レベルに応じたプログラム（活動）の充実に努めるとともに、地域性豊かな学習機会の充実を図ります。

### (1) 世代に応じたプログラムの充実

既存プログラム(学習)を学習者の世代別に整理します。また、学習者のニーズに応じて学習の機会を自由に選択し、様々な分野・内容を楽しく学習できるようプログラムの提供に努めます。

### (2) 学習レベルに応じたプログラムの充実

住民一人ひとりが、いつでも、どこでも生涯学習に気軽に取り組めるよう、個々の学習レベルに応じたプログラム（活動）の充実に努めます。

### (3) 地域色豊かな学習機会の拡充

地域における伝統・文化・歴史等の伝承を支援し、また多可町の自然を生かした体験学習等の機会の充実を図ります。

## 2. 新しいニーズへの取り組み

社会の変化に柔軟に対応するため、生涯学習に関する新たな住民ニーズを調査・分析し、ニーズに応じた学習プログラム（活動）の充実を図るとともに、時代的、社会的課題に応じた学習機会を提供します。

### (1) 住民ニーズの早期把握と対応

「生涯学習に関する意識調査」の分析をふまえて、住民ニーズに応じた学習プログラム（活動）の充実を図ります。

### (2) 時代的、社会的課題に対応した学習機会の提供

安全・安心が求められる現在社会のなかで環境、人権、福祉、防災など、より幅広い生涯学習を推進します。



### 3. 生涯学習の和（輪）の広がり

学びは、人と人とのつながりでもあり、地域を越え、世代を超え、分野を超えて、交流の輪を広げ生涯学習の新たな展開を図ります。

#### (1) 他市町、関係機関との情報交換・交流

他市町、関係機関と連携し、相互の学習プログラム（活動）などの情報交換を行い、学習者の交流の機会を設けます。

#### (2) 地域間、世代間の活動交流

世代相互の理解とライフステージにおける各々の学習を進めるとともに、ふるさと意識を高めるための交流の機会や場の設定に積極的に取り組みます。

#### (3) 異分野との活動交流

様々な分野の学習活動の情報交換や交流を通じて、それぞれの活性化と新たな展開を図ります。

### 4. 学習関連施設の活用

学習の拠点としての、公民館、図書館、文化会館などの学習関連施設において、学ぶ機会の充実を図ります。

#### (1) 図書館（室）

学習や教養を高めるのに必要な図書や資料、情報を収集・整理し、提供するとともに、図書館機能の充実に努めます。

#### (2) 文化会館

文化芸術の創造・交流の拠点として、また芸術活動の場として積極的に活用されるよう、機能の充実に努めるとともに、優れた文化芸術を発信します。

**(3) 公民館**

利用者の立場から一層の利便性、効率性に富んだ公民館の施設運営に努めるとともに、講座の充実に努めます。

**(4) 那珂ふれあい館**

歴史文化の情報発信基地として幅広く活用するとともに、恵まれた自然や先人が築いてきた歴史・文化に触れ、郷土への愛着や誇りを培うことができるような講座の充実に努めます。

**(5) 体育施設**

地域のスポーツ・レクリエーションの拠点として、いつでも、だれでも気軽に楽しめるよう活動内容の充実などのほか、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

**(6) 学校園施設**

学校園が、地域交流の拠点としての役割を果たすため、さまざまな機会を活用して地域・家庭・学校がともに学習活動との関わりを考え、それぞれの役割を理解し、実践するための場や機会の確保・充実に努めます。

**(7) その他施設**

町内の各種施設を利用して、体験学習の促進を図るとともに、地域の学習関連施設の活用を促進します。

## 基本目標 3

### — 充実した学習基盤づくり —

住民の最も身近な学習・情報拠点となる公民館や図書館などの生涯学習関連施設においては、住民の学習ニーズに応える情報の提供や学習機会の充実など、住民サービスの向上に努めるとともに、各施設が互いに連携してその機能を向上、充実させていくことが必要です。

「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるため、年齢、性別を問わず、学習しやすい施設の整備やわかりやすい情報の提供など、誰もが気軽に利用できる、質の高い効率的な行政サービスの提供を目指します。

また、町内外の関連施設との連携を図り、各施設の有効活用や利便性を見直すなど、充実した生涯学習機会と場の提供に努めます。

さらに、学習ニーズや先行事例などの調査・研究を行い、実情に即した施策の推進を図ります。

生涯学習の活動が円滑かつ効果的に行われるよう充実した学習基盤の整備に取り組みます。

## 主要施策

1. 生涯学習支援のネットワーク化の推進
2. 生涯学習施設の整備・充実
3. 生涯学習情報の整理・充実
4. 生涯学習に関する調査・点検

## 1. 生涯学習支援のネットワーク化の推進

各種学習機関が連携し、それぞれが保有する学習資源や情報をつなぎ効果的に情報を提供することができるよう、広域的・体系的な学習をサポートする仕組みを構築します。また町内のみならず、他地域ともネットワークを結び、情報交換や交流の場を設け、あわせて身近な地域に隠れた人材を発掘し活用します。

### (1) 町内施設の連携

町内に存在する各種施設、機関が連携を図り、情報を共有し、生涯学習の振興に努めます。

### (2) 公的機関の連携

県生涯学習機関や近隣市町との連携を図り情報を共有します。

### (3) 民間機関の導入

民間学習機関やNPO法人と連携し、新たな分野の学習機会を充実します。

## 2. 生涯学習施設の整備・充実

住民全員が、快適に学ぶことができるよう施設整備、改修を実施し、バリアフリー化、施設の有効活用を図り、年齢、性別を問わず、学習しやすい施設の整備、充実を図ります。

### (1) 学習施設の整備

障がい者や高齢者等が使いやすくするため、エレベータの設置やトイレなどの施設改修を実施し、バリアフリー化を促進します。

### (2) 学習環境の整備

各施設の特色や資源を活かしたプログラムを行うとともに、快適に学習ができるよう活動しやすい施設の充実を図ります。

子育て世代が気軽に参加できるように、託児付き講座の開設や託児場所の確保等を推進します。

### (3) 気軽に学べる身近な施設（公民館など）の場の活用

公共施設を気軽に予約できるなど、利用しやすい環境を整備するとともに、地域コミュニティ施設の活用の促進について検討します。

## 3. 生涯学習情報の整理・充実

拠点施設からの情報提供のみならず、たかテレビ等メディア、ホームページを活用し、わかりやすい情報の提供を行い、広範な参加を促します。また、各団体等の活動を的確に把握し、統一的な基礎資料を作成し、生涯学習相談に応じます。

### (1) 基礎資料の作成

各種資料、情報を有する施設との連携、情報システムの活用を図り、関連資料の整備を行います。

### (2) 情報提供の強化

広範な参加を促すため、各生涯学習施設において、資料や情報の収集、展示、保存を行うとともに、団体・サークル等の情報の収集も行い、情報提供の強化を行います。

### (3) コーディネート機能の充実

各種団体・サークル等の活動状況を把握するとともに、相互の交流やグループや個々の相談を受け、コーディネート機能の充実に努めます。

## 4. 生涯学習に関する調査・点検

生涯学習に関する住民の意識調査結果を活用することにより、的確でタイムリーなニーズを把握し、生涯学習プログラムへ反映できるように整理します。また、先行事例の調査や研究等を行います。

### (1) 生涯学習調査結果の点検・分析

生涯学習に関する住民の意識調査の結果を公表するとともに、その結果を活用することにより、的確でタイムリーなニーズを生涯学習プログラムへ反映できるように整理し、これからの学習材料とします。

また、学習プログラム等の点検や見直しを行います。

### (2) 生涯学習に関する調査・研究

実情に即した生涯学習施策を提案するため、学習ニーズや先行事例などの調査・研究を行います。

## 基本目標 4

### — 次代を担うリーダー等の育成 —

住民の主体的な生涯学習の創造や取り組みを充実していくためには、学習を支えるリーダー等の育成が求められています。

生涯学習への関心が高まるにつれ、学習の成果を社会に生かすためのボランティア活動を希望する人たちが増加してきています。自分の身に付けた知識や技能を、多くの人に広めたり、伝えたりしたいと思っている人、また、こうした方々の力を必要としている人はたくさんいます。

地域における活動を充実させるためには、地域の人々の自主的な取り組みを支援できる人々の養成・確保が必要となります。

各種の学習機会や場を通して、地域住民の持つ能力や知識を最大限に活かし、地域に根ざしたリーダー等やボランティアの育成と活用を推進します。

また、現在、リーダー等として活動されている方々の一層の資質の向上を図ります。

## 主要施策

1. リーダー等の発掘
2. リーダー等の研修
3. 新たなリーダー等の育成

## 1. リーダー等の発掘

団塊の世代の人々が定年退職を迎えるなど、地域にはまだまだ優れた技術、技能、知識を有される人材が豊富に存在するので、その発掘を積極的に行います。

### (1) 自薦・他薦を問わず人材バンク制度の更なる推進

自薦・他薦を問わず登録者の増加を積極的に図り、現在活用されている人材バンクの更なる充実と推進に努めます。

### (2) 専門的な知識、経験を有する人材の登録制度の整備

専門的な知識、技術、技能の学習要求に対応することができる人材の登録制度の整備を行います。

### (3) 情報収集や広報活動システムの確立

隠れた人材の発掘に寄与する情報収集や広報活動システムの確立を図ります。

## 2. リーダー等の研修

現在リーダー等として活動されている人々の一層の資質の向上を図り、人づくり、町づくり活動推進の核となっていただくよう研修の場を設けます。

### (1) リーダー等の交流の推進

指導力向上、ネットワーク拡大、情報交換のため、リーダー等の交流を推進します。

### (2) 活動発表の場の創設

自己研鑽と活動成果を確認し、更なる活発な活動に繋げるため、活動発表の場を提供します。



### (3) リーダー等に対する学習支援

円滑な活動の推進を図るため、リーダー等に対して学習費用等の支援を行います。

## 3. 新たなリーダー等の育成

学習ニーズに対応することができる新たな人材の育成にあたり、地域住民の持つ能力や知識を最大限に活かし、地域に根ざしたリーダー等の育成に努めます。

### (1) リーダー等養成講座の開催

リーダー等としてのすぐれた専門性、指導力を計画的に円滑に学ぶことができるリーダー等養成講座を開催します。

### (2) ボランティアクラブの創設

各種機関のボランティア人材要請に対応することができるしくみづくりを創設します。

### (3) 学ぶ側から教える側に移行していくシステムづくり

各種教室・講座等で、受講生からリーダー等に移行していくシステムを構築します。

## 基本目標 5

### — 地域ぐるみの仕組みづくり —

住民が主体的に自らの目標を持って学習活動を行うために、学習の成果が社会的に評価され、さらに社会に還元される仕組みの工夫が必要です。

また、地域コミュニティの活性化のためには、地域住民自らが知恵と工夫をこらした自主的な学習活動が行われることが求められています。

学びと実践の一体化を図りながら様々な学習に取り組むことは極めて有意義であり、その成果は自己の生きる力となって学習者に還元されます。さらに、その成果を生かして社会の様々な活動に参画していくことは、個人の喜びにつながると同時に、地域社会の発展にもつながります。

地域全体で生涯学習に取り組み、住民が共に学びあえる生涯学習によるまちづくりを進めるために、住民が互いに認め合い、学習の成果を共有し、交流できる場を充実させるとともに、住民による新たな学びの企画・運営を支援します。

## 主要施策

1. 学習成果が活かされる仕組みづくりの推進
2. 住民の主体的な学習活動の促進
3. 団体・地域の魅力づくりの促進

## 1. 学習成果が活かされる仕組みづくりの推進

学びと実践の一体化を図りながら、様々な学習に取り組むことができるよう、学習成果を生かす環境づくりを進めるとともに、住民が互いに認め合い、学習の成果を共有し、交流できる場を充実させます。

### (1) 学習成果発表の場の充実

発表会や文化祭等における学習成果の発表に加え、地区公民館や各施設を利用した巡回作品発表会を開催し、より多くの町民が学習成果に触れる機会を増やします。

### (2) 学習成果物のデータ化の推進

ICT（情報コミュニケーション技術）を利用して学習者の作品や演技をデータ化し、蓄積します。データ化された作品および演技は、町ホームページ等でいつでも気軽に閲覧できるように整備します。

### (3) 学習成果が評価される機会の充実

住民や団体の学習成果に対する表彰の機会を設けるとともに、たかテレビや町広報等による積極的な成果発表を展開します。

## 2. 住民の主体的な学習活動の促進

住民が主体的に自らの目標を持って学習活動ができるように、個々の学習グループ等への支援を充実させるとともに、地域や各グループ間の交流の機会を提供します。

### (1) 住民参画の学習機会の創造

住民の主体的な学習活動の促進を図るため、新たな学びの企画・運営を支援する提案制度を導入します。

**(2) サークル活動への支援の充実**

町民が自主的に集まり学習や活動を展開しているサークル等に対して、学習の場となる施設や必要な備品の貸し出しの充実を図ります。

**(3) サークル間の交流機会の充実**

町内に点在するサークルの活動をつなぎ、成果の交流を図るとともに、交流の機会の充実に努めます。

**(4) 学習プログラムの企画・運営への住民参画**

魅力的で参加しやすい学習プログラムの充実を図るため、住民の企画・運営への参加を促進します。

### 3. 団体・地域の魅力づくりの促進

各種団体や地域での活動の充実と一層の魅力付けのために、現状の把握に努め、そこで活躍されている人材の発掘を図ります。

**(1) 田舎の元気力推進**

住民の心のよりどころとなる魅力的な資源を掘り起こし、住民が志をもって住み続けることができるように情報発信を進めます。

**(2) 生涯学習人材バンクの充実と積極的活用**

生涯学習人材バンクの積極的な活用を図り、学習者の学びが地域に還元される仕組みの構築を図ります。

**(3) 学校園や各種施設への出前講座の充実**

地域の団体や人材を活用し、学校園や各種施設での活動に出前し、その活動の魅力付けと充実を図ります。



資 料 編



# 多可町生涯学習推進協議会設置要綱

平成18年5月25日

告示 第42号

(設置)

第1条 多可町生涯学習推進協議会(以下「推進協議会」という。)は、生涯学習の推進に関する事項について協議するとともに、生涯学習推進施策の普及啓発に努めるものとする。

(推進協議会)

第2条 推進協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係機関及び団体から選出された者

(3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

5 会長は、推進協議会を統括する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 推進協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(特別委員会)

第3条 推進協議会は、必要に応じ、推進協議特別委員会(以下「特別委員会」という。)を設置することができる。

2 特別委員会の委員は、4～5名とする。

3 特別委員会の委員は、会長が指名する。

4 特別委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、企画情報課に置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 多可町生涯学習推進本部設置要綱

平成18年2月1日

訓令 第1号

(設置)

第1条 多可町の生涯学習に関する施策を計画、立案、連絡、調整し、総合的に推進するため、生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、技監、推進員及び派遣社会教育主事（以下「推進員等」という。）をもって組織する。

2 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長とする。

3 推進員は、理事、総務課、行政経営課、企画情報課、税務課、住民課、生活安全課、健康福祉課、子ども課、産業振興課、建設課、上下水道課、加美地域局、八千代地域局、会計課、議会事務局、教育委員会管理課、学校教育課、社会教育課、小学校、中学校、幼稚園、保育所代表管理職をもって構成する。

4 技監及び派遣社会教育主事については、アドバイザーとして参画する。

(部会)

第3条 推進本部に、企画連絡調整部会を置く。

2 企画連絡調整部会の委員は、推進員の中から本部長が指名する。

3 企画連絡調整部会に部長1名、副本部長2名を置き、部会員の中から互選する。

(検討事項)

第4条 推進本部は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 生涯学習基本構想の確立に関すること。

(2) 生涯学習関連施策の体系化に関すること。

(3) 生涯学習関連施策の推進方法に関すること。

(4) 関連部局の施策・事業に関する情報交換及び協力

(5) 職員の研修に関すること。

(6) その他生涯学習まちづくりの推進に関すること。

2 企画連絡調整部会は、推進本部の事業推進のため、企画、連絡調整、連携に関する事項について協議、検討し、推進本部に提案する。

(推進員等の責務)

第5条 推進員等は、第4条第1項に掲げる事項を検討するほか、必要に応じ、多可町生涯学習推進協議会等に参画し、相互に連携を図りながら生涯学習によるまちづくりの推進に努めなければならない。

(会議)

第6条 推進本部会議は、本部長が招集する。

2 企画連絡調整部会は、部長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画情報課において行う。

附 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日訓令第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。